


長野県告示第121号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
医療法人聖清会	訪問介護ステーションつばさ	佐久市岩村田1929-7	平成23年3月1日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人上田明照会	宝池慈光園	上田市中央北2-7-3	平成23年3月1日	生活介護
社会福祉法人夢工房福祉会	ワークスペース夢工房	須坂市大字須坂1485-11	平成23年3月1日	就労移行支援
株式会社H E A R T	ハート	飯田市大瀬木4338-2	平成23年3月1日	就労継続支援A型
合同会社エルアクト	H A T A 楽工房	安曇野市穂高有明9085-1	平成23年3月1日	就労継続支援B型
社会福祉法人長野市社会事業協会	障害者福祉施設すまいる	長野市大字富竹1570-3	平成23年3月1日	就労移行支援 就労継続支援B型

障害者支援課

長野県告示第122号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければいけない地域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部 守一

1 形質変更時要届出区域

茅野市仲町4597番1の一部及び4597番11の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアノ化合物

ほう素及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第123号

長野県同和地域農業経営資金融資利子補給金交付要綱（昭和47年長野県告示第635号）は、廃止します。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部 守一

農村振興課

長野県告示第124号

佐久市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（佐久市都市計画基本図整備）

2 作業期間

平成23年1月31日から平成23年3月25日まで

3 作業地域

佐久市

建設政策課

長野県告示第125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

北沢、経塚沢、市の沢川、唐沢川、井桁沢、寺沢川1、寺沢川2、寺沢川3、寺沢川4、持田ヶ坂沢、寺沢川5、寺沢川6、寺

沢川7、寺沢川8、菖蒲ヶ沢、床浪沢、的坂沢、寺沢川9、冷沢、大沢、矢沢、胡桃洞、家ノ上沢、福与道沢、菖蒲ヶ沢洞、胡桃沢、溝田洞、溝岸洞及び郷土沢

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

北沢、井桁沢、寺沢川1、寺沢川2、寺沢川3、寺沢川4、寺沢川5、寺沢川6、寺沢川8、菖蒲ヶ沢、床浪沢、的坂沢、寺沢川9、冷沢、大沢、矢沢、胡桃洞、家ノ上沢、福与道沢、胡桃沢、溝田洞、溝岸洞及び郷土沢

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

滝川1、滝川2、北垣外1、北垣外2、市の沢1、市の沢2、市の沢3、寺垣外1、寺垣外2、寺垣外3、中部1、中部2、地蔵道1、地蔵道2、地蔵道3、地蔵道4、中芝1、中平1、中平2、中平3、中平4、中平5、中平6、堂平1、柄山日影1、駒沢1、駒沢2、駒沢3、駒沢4、駒沢5、東1、東2、菖蒲ヶ沢1、菖蒲ヶ沢2、胡芝1、西部1、西部2、西部3、西部4、中宮1、上垣外2、上垣外3及び上垣外4

部5、中宮1、上垣外1、上垣外2、上垣外3及び上垣外4

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

滝川1、滝川2、北垣外2、市の沢1、市の沢2、市の沢3、寺垣外1、寺垣外2、寺垣外3、中部1、中部2、地蔵道1、地蔵道2、地蔵道3、中芝1、中平1、中平2、中平3、中平4、中平5、中平6、堂平1、柄山日影1、駒沢1、駒沢2、駒沢3、駒沢4、駒沢5、東1、東2、菖蒲ヶ沢1、菖蒲ヶ沢2、胡芝1、西部1、西部2、西部3、西部4、中宮1、上垣外2、上垣外3及び上垣外4

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第129号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成23年2月22日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新 旧	ながの農業協同組合鬼無里支店	長野市鬼無里日影 2750番地1	長野市鬼無里日影 2750番地1 ながの農業協同組合鬼無里支店
		長野市鬼無里291番地	長野市鬼無里291番地 ながの農業協同組合鬼無里支店
新	大町地区自家用自動車協会		大町市大町3341番地5 大町地区自家用自動車協会
旧	長野県自家用自動車協会大町支部	大町市大町3341番地5	大町市大町3341番地5 長野県自家用自動車協会大町支部

会 計 課

長野県告示第130号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年3月4日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
株式会社 NNサービス	須坂市上八町1337番地1	須坂市上八町1337番地1 株式会社 NNサービス

会 計 課

長野県告示第131号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行します。

平成23年3月10日

長野県知事 阿部 守一

別表第1の1中「貸付金の支払及び」を削る。

別表第2中

「山梨県民信用組合	清里支店及び川上出張所	を
長野県信用組合		長野県内に所在する店舗」
「山梨県民信用組合	”	に改める。
長野県信用組合	”	」

会 計 課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月10日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 142号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市桜井字上山神220番の1地先から	旧	28.6～51.6	km 0.8800
佐久市伴野字山の鼻978番地先まで		12.0～21.0	0.9021
同上	新	28.6～51.6	0.8800

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 254号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市桜井字上山神220番の1地先から	旧	28.6～51.6	km 0.8800
佐久市伴野字山の鼻978番地先まで		12.0～21.0	0.9021
同上	新	28.6～51.6	0.8800

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月10日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 園原インター線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村智里495番の7地先から	旧	8.9～22.5	km 0.0710
下伊那郡阿智村智里495番の11地先まで		9.7～22.5	0.0710
同上	新	9.7～22.5	0.0710

2(1) 道路の種類 県道

2(2) 路線名 園原清内路線

2(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村清内路1879番の1地先から 下伊那郡阿智村清内路1886番の5地先まで	旧	m 6.5~9.4	km 0.0511
同上	新	m 7.0~9.8	km 0.0511

3(1) 道路の種類 県道

3(2) 路線名 米川駄科停車場線

3(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市下久堅小林368番の1地先から 飯田市下久堅小林370番の1地先まで	旧	m 8.0~21.7	km 0.0410
同上	新	m 12.8~23.5	km 0.0410

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所中野事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月10日

長野県北信建設事務所長 倉島明一

1 道路の種類 県道

2 路線名 須坂中野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字間山字宮上243番の1地先から 中野市大字間山字森下241番の4地先まで	旧	m 7.2~9.5	km 0.0398
同上	新	m 8.8~9.9	km 0.0398

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月10日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

1(1) 路線名 園原インター線

1(2) 供用を開始する区間

下伊那郡阿智村智里495番の7地先から

下伊那郡阿智村智里495番の11地先まで

1(3) 供用を開始する期日 平成23年3月25日

2(1) 路線名 園原清内路線

2(2) 供用を開始する区間

下伊那郡阿智村清内路1879番の1地先から

下伊那郡阿智村清内路1886番の5地先まで

2(3) 供用を開始する期日 平成23年3月31日

3(1) 路線名 米川駄科停車場線

3(2) 供用を開始する区間

飯田市下久堅小林368番の1地先から

飯田市下久堅小林370番の1地先まで

3(3) 供用を開始する期日 平成23年3月28日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月10日

長野県松本建設事務所長 小平重登

1 路線名 兎川寺鎌田線

2 供用を開始する区間

松本市鎌田1丁目4834番の6地先から

松本市鎌田1丁目4837番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年3月10日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所中野事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月10日

長野県北信建設事務所長 倉島明一

1 路線名 須坂中野線

2 供用を開始する区間

中野市大字間山字宮上243番の1地先から

中野市大字間山字森下241番の4地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年3月10日

道路管理課